簡易型総合評価方式（土木一式工事）の

見直し案を踏まえた試行について

（１０月１日からの適用）

平成２６年９月３０日

松阪建設事務所長

　総合評価方式の見直し案を踏まえた試行として、平成２６年１０月１日以降公告する工事より、下記のとおり評価項目・配点を変更して適用します。

　なお下記内容は、松阪建設事務所発注工事における標準的な評価項目・配点であり、工事により異なる場合もありますので、詳細は個別公告をご確認ください。

1. 適用日　　　平成２６年１０月１日以降公告する工事
2. 対象工事　「簡易型総合評価方式」を適用する「土木一式工事」
3. 変更適用する評価項目・配点
4. 「地域精通度」として「施工箇所地域における工事実績」を新たに評価

・評価対象期間は、当該年度及び過去３箇年間に完成したもの

　（２６年度公告工事においては、平成２６年度及び２３～２５年度）

・評価対象地域は、「本店等所在地」の評価と同地域

・評価対象工事は、契約金額５百万円以上の公共機関等発注工事

　（コリンズで確認できるもの）

・配点は、「５点」

1. 「技術提案」の配点を「３６点」から「６０点」に変更

（技術提案の１テーマあたり項目数は、現行見直し案と同じ「３項目」）

４．　別添[「標準的な評価項目一覧表」](http://ss120030/macsplus/k173500/original/topics/20140930_sougouhyouka.xls)を参照してください。